

放射性物質により環境汚染された土壌等
の除染等の措置に関する対処方針

平成 24 年 2 月

八千代市

放射性物質により環境汚染された土壌等の除染等の措置に関する対処方針

1 背景

平成23年8月30日に公布された「放射性物質環境汚染対処特別措置法」(以下「法」という。)(※1)の基本方針が11月11日に閣議決定され、土壌等の除染等の措置に関する基本的事項等が示された。この基本方針において、長期的な目標として、東京電力福島第一原子力発電所事故による追加被ばく線量が年間1ミリベクレル以下となることを目指すとしている。

この基本方針を受けて千葉県においても、平成23年11月25日に県が管理する土地等の除染等の措置に関する対処方針を策定したところである。

本市においても、国から示された基本方針に則るとともに千葉県が示した対処方針と調整を図り、市域の除染等についての方針を定めるものとする。

(※1)正式な名称は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」という。

2 目的

この方針は、法の基に千葉県の対処方針と連携を図りながら、市域の除染等の措置に関する対策目標や優先順位についての基本的な考え方を明らかにし、除染等の措置を円滑に進めることを目的とする。

3 汚染状況重点調査地域の指定に関する考え方

国から示された航空機モニタリング結果では、市北西部の一部に法で定める汚染状況重点調査地域(以下「重点調査地域」という。)の指定要件である地表より1m高で毎時0.23マイクロベクレルを超える地域がある。指定要件を満たしていることから、法に基づく指定を要請することは可能であるが、航空機モニタリングは概括的で精度に欠けること及び市域には当該地以外にも2区域で毎時0.23マイクロベクレルを超えたところを確認していることから、これらの区域についての詳細測定を行うこととし、指定に係る要請を保留したところである。

現在までに行ってきた詳細測定の結果、国が示した市北西部(小池地区)の汚染状況は、船橋市に接する道路において一部地表1mの高さで、毎時0.49マイクロベクレルが測定された。その周辺地域71箇所を測定した平均値は、毎時0.20マイクロベクレルであった。なお、毎時0.23マイクロベクレルを超えた箇所は14箇所あり、平均値は毎時0.27マイクロベクレルであった。その後2回目の測定では基準値を超えた箇所は14箇所から5箇所へと減少し、平均値は毎時0.29マイク

シーベルトであった。地域の状況としては、住家が点在している状況である。

また、「もえぎ野」地区では、周辺 88 箇所を測定した平均値は、毎時 0.18 マイクロシーベルトであった。なお、毎時 0.23 マイクロシーベルトを超えた箇所は 20 箇所あり、平均値は毎時 0.24 マイクロシーベルトであった。その後 2 回目の測定では基準値を超えた箇所は 20 箇所から 6 箇所へと減少し、平均値は毎時 0.17 マイクロシーベルトであった。地域の状況としては、住宅分譲地であるが、未だ空き地が多い状況である。

同じく、勝田台地区では、勝田台中学校グラウンドで、5 地点の平均値は 0.24 マイクロシーベルトであった。その後 2 回目の測定においても変動はなかった。

また、勝田台中学校周辺の道路上 172 箇所を測定した結果、毎時 0.23 マイクロシーベルトを超える箇所は確認されなかった。その後 2 回目の測定においても変動はなかった。

このような状況から、国が示す「除染関係ガイドライン」による判断基準に照らし合わせると、その区域の平均値により特措法で規定された除染計画策定の要件である毎時 0.23 マイクロシーベルトと適合するかどうかを判断することとなるが、風評被害のデメリットを考慮すると、現時点では、汚染状況重点調査地域の指定については保留とする。

しかしながら、毎時 0.23 マイクロシーベルトを超えた箇所においては、特に子どもが集まる生活環境の施設等について、優先して除染対策を実施していく。

なお、除染の方法等（別紙参照）については、汚染の状況、範囲などを専門業者に外部委託し、調査等を行い決定する。

4 空間放射線量等の測定

福島第 1 原子力発電所の事故に伴う市内の放射線量については、平成 23 年 7 月 8 日から順次自主測定を実施し、計画していた市内の保育園・幼稚園、小・中学校、高等学校、公園等の測定が概ね終了しましたが、依然として市民の皆様から放射線に対する不安が寄せられている。このため、現在市民の皆様の要望を踏まえ、第二期の自主測定を実施している。測定は、7 つのコミュニティごとに保育園・幼稚園、小・中学校、公園等から 1 地点ずつ選定した施設に、市役所を加えた 22 施設と各施設管理者及び自治会等の団体の活動場所等の測定要望に基づき空間放射線量の測定を実施している。

次に、測定については「除染関係ガイドライン」環境省、平成 23 年 12 月第 1 版及び「放射線測定に関するガイドライン」文部科学省、平成 23 年 10 月 21 日より測定を実施する。なお、原則として地表から 0.5～1m の高さを計測するが、幼児・低学年児童等の生活空間を考慮し、公園等の砂場は、地表から 1 cm の高さも計測する。

5 除染の実施

現在までの測定結果，又今後の測定により，空間放射線量が毎時 0.23 マイクロシーベルトを超える汚染が確認された場合は，「放射性物質汚染対処特措法」に準じて除染対策を図るとともに，以下の施設等【(1)を指す】の区分に応じて各施設管理者等が除染等の措置を実施する。

除染の優先順位は空間放射線量の高い施設を第一に考えるが，人，とりわけ子どもに十分配慮する必要があることから，子どもの生活環境（学校，公園等）を優先して実施する。

なお，周辺の線量及びこれまでに測定された線量を大幅に超えるような高線量（毎時 1 マイクロシーベルト）を示す地点の除染等は，国，県と協議してその対応を決定する。

(1)市が管理する土地等

- ①幼稚園・・・・・・・・・・・・・・・・・・教育委員会
- ②保育園・・・・・・・・・・・・・・・・・・子ども部
- ③小・中学校（通学路を含む）・・・・・・・・・・教育委員会
- ④公園・・・・・・・・・・・・・・・・・・都市整備部
- ⑤道路，側溝・・・・・・・・・・・・・・・・・・都市整備部
- ⑥その他公共施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・それぞれ所管部局

(2)私人（法人等を含む。）が管理する土地等

私人（法人等を含む。）が管理する土地等の除染等の措置は，除染等の実施方法等について市と連携を図りながら私人が対応をする。

(3)除染土壤等の仮置場

除染等に伴って発生する除染土壤等については，除染実施者において仮保管してもらい，その後市は除染土壤等の仮置場の確保をする。

(4)市民への協力要請等

除染等の対象については，市民が所有する土地も含まれることから，除染等の措置の実施に当たっては，可能な限り市民の協力を求めるものとする。

協力を求めるに当たっては，測定が前提となるが，市が貸し出した測定器で測定し，それぞれの判断で除染を行い，当該除染による発生した汚染土壤等は敷地内で仮保管する。

(5)除染等の措置の公表等

市の除染等の措置の進捗状況については，適宜ホームページなどで公表する。

(6)除染等の措置に関する対策目標

法の基本方針に基づき，今回の原子力発電所の事故に由来する追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下となることを目指す。

なお，一時間当たりでは，0.23 マイクロシーベルトとする。

(7)本方針の達成期間

当面，法の基本方針で示されている，国が除染特別地域（警戒区域及び計画的避難区域）において除染等の措置等を行う期限の目標とされている平成 26 年 3 月末までとする。

6 本方針の見直し

本方針については，今後の調査測定結果や国，県の動向を踏まえて，必要に応じて見直しを行っていく。

参考：除染の実施方法（環境省資料抜粋）

1 土壌（裸地，農用地等）

- （1）表土の削り取り
- （2）表面被覆（表土と下土の入れ替えを含む。）
- （3）耕起
- （4）（1）から（3）までのほか，除染等の措置として（1）から（3）までと同等以上の効果があると認められるもの

2 草木

- （1）草刈り（芝，牧草の刈り取りを含む。）
- （2）樹木・灌木の剪定・伐採
- （3）落葉，落枝の除去
- （4）（1）から（3）までのほか，除染等の措置として（1）から（3）までと同等以上の効果があると認められるもの

3 工作物及び道路

- （1）高圧水等による洗浄
- （2）側溝，雨どい等の泥，草，落葉，堆積物等の除去
- （3）放射性セシウム濃集域における堆積物除去等の処理
- （4）表面の削り取り
- （5）（1）から（4）までのほか，除染等の措置として（1）から（4）までと同等以上の効果があると認められるもの